

発議第 5 号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江 礼生奈

賛成者 つくばみらい市議会議員 中村 豊

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 間宮 美知子

賛成者 つくばみらい市議会議員 岡本 昌弘

賛成者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

提案理由

子どもたちに豊かな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の更なる充実を図るため、少人数学級の検討、教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持について、国に意見書を提出するものです。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育をすすめるためには更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等が行っている自治体もあるが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちの豊かな学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、更には2分の1への復元が必要である。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日

茨城県つくばみらい市議会